

# 構造計算適合性判定を円滑に行うために

センターでは、構造計算適合性判定業務を円滑に行うため、申請者に「補正又は追加説明書の提出を求める通知書」を交付した場合、次のように取り扱うこととしております。

## 1 ヒアリングの実施等

判定業務迅速化のため、センターからの「補正又は追加説明書の提出を求める通知書」は、書面の交付と併せて設計者等（代表）に対して**ファックス送信**します。

指摘事項の内容については、ご要望によりセンターにおいて補足説明・ヒアリング（対面又は電話）を実施します。

対面によるヒアリングの場合は、日程調整が必要なため、事前に電話連絡をお願いします。

## 2 事前調整資料の提出

設計者は、センターとのヒアリング実施後、指摘事項に対する回答（修正）を「事前調整資料」（内容は後述の3「追加説明書」と同様なもの）として作成し提出してください。

「事前調整資料」により、センターにおいて指摘事項に対する回答（修正）内容の確認をします。

また、回答（修正）内容が不十分な場合は、再度センターにおいて、設計者へのヒアリングを行い、事前調整資料の追加（補正）を求める場合があります。

## 3 追加説明書の提出

センターは、前記資料により指摘事項への回答（修正）に関する**事前調整を了した**と判断した場合、設計者に**その旨を連絡**いたします。

設計者は、最終の事前調整を基に、次の要領で「**追加説明書**」を作成し提出して下さい。

### ■要領■

①提出部数 2部（正本1部・副本1部）

②体 裁

- ◆追加説明書の正本及び副本各1部が当初提出の申請書ファイルに収まりきらない場合は、**A4サイズのファイルに編纂**して下さい。
- ◆追加説明書用**表紙**、指摘事項に対応する**目次**及び添付図書への**見出し**（インデックス）をつけてください。
- ◆添付図書が当初提出済みの図書の一部を補正又は追記したものの場合は、当該箇所を**マーキング**して下さい。
- ◆添付図書には、その図書を作成した建築士の記名・押印をして下さい。
- ◆センターとのヒアリングの結果、事前調整資料をそのまま追加説明書として提出可能な場合は、事前調整資料を1部追加することにより、先に提出した事前調整資料と合わせ、追加説明書2部とすることができます。

なお、指摘事項の内容が軽微な場合など、追加説明書の作成にあたり、**ヒアリングの実施や事前調整を必要としないと設計者が判断した場合は**、これらの段階を踏まずに**追加説明書2部（正・副）を提出**しても差し支えありません。